

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(抄)

(平成24年1月20日閣議決定)

【年金・健康保険福祉施設整理機構】

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成23年法律第73号)の規定に基づき、病院(社会保険病院・厚生年金病院等)を直接経営する業務を主とする地域医療機能推進機構へ移行することとなっており、それまでに法人の在り方について検討する。

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

廃止
平和祈念事業特別基金
国立大学財務・経営センター
日本万国博覧会記念機構

民営化・他の法人制度を活用

●特殊会社化

・国の関与の下で政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法の下でのガバナンスに基づく企業的経営により事業を効率的・機動的に実施
(例) 農林漁業信用基金、日本貿易保険

●医療関係法人

・医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現
(例) 国立病院機構、労働者健康福祉機構

●民間法人化

・民間法人として事業を実施
(例) 海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

・医薬品の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現
(例) 医薬品医療機器総合機構

・国民の財産の保全・運用等の重要な業務を行い、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスを強化
(例) 年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方を見直しが予定されている法人

(例) 国立公文書館、年金・健康保険福祉施設整理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター等

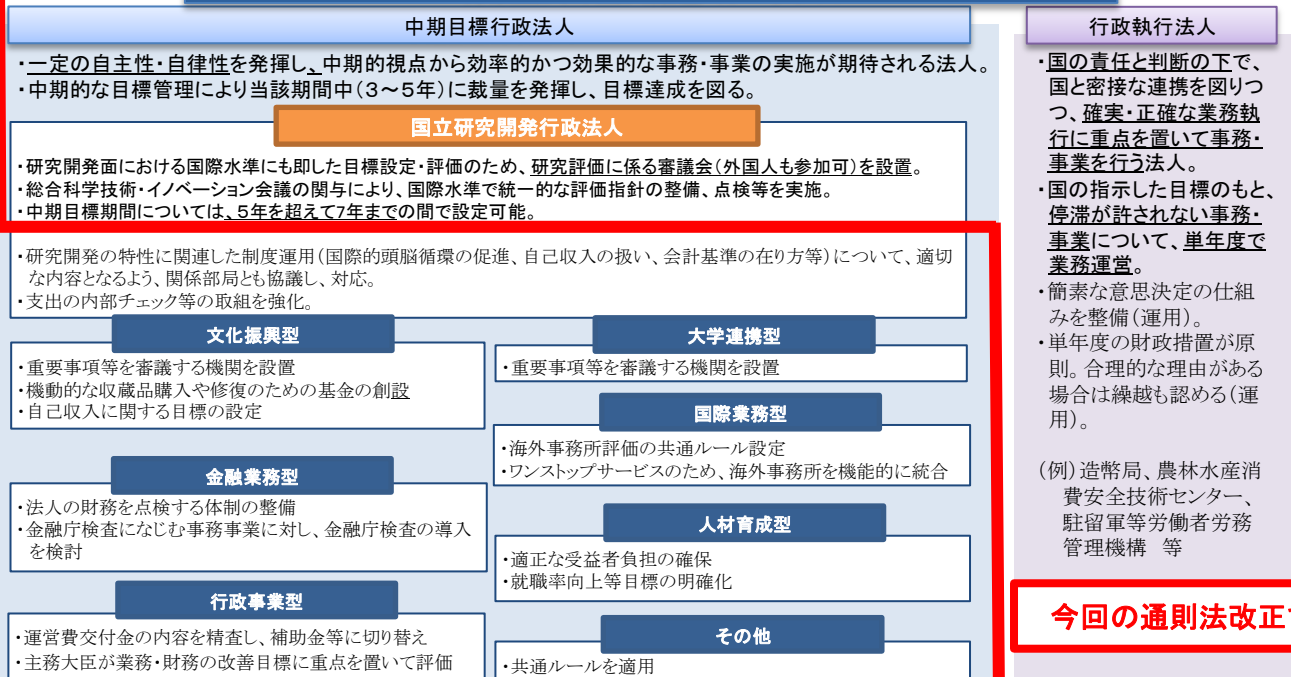
「独立行政法人」制度を廃止、「行政法人」制度を創設

行政法人＝主務大臣の政策目標達成のための法人

行政法人制度の共通ルール

| | |
|-------|---|
| 組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・違法、不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正・業務改善命令等の必要な措置を明記。 ・監事、会計監査人に対し調査権限機能を付与。適正な業務運営に係る役員・職員の義務と責任を明確化。 ・役員・職員の任命に当たり原則として公募を実施。役員職員の再就職あっせん規制などを導入。 |
| 財務 | <ul style="list-style-type: none"> ・交付金の財源が税金であることを踏まえ、適正な使用に係る責務を明記。 ・交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握（運用）。 ・自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化（運用）。 |
| 目標・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・政策責任者たる主務大臣が目標設定から評価まで一貫して実施。 ・中期目標期間終了時に法人の存廃を含め、業務・組織を全般的に見直し。 |
| 透明性 | <ul style="list-style-type: none"> ・総務省に中立・公平な第三者機関（行政法人評価制度委員会、委員は内閣総理大臣任命）を設置、点検により主務大臣のいわゆる「お手盛り」を防止。併せて行政評価・監視等を活用。 ・国民説明会の実施など情報公開を強化（運用）。 ・事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用（運用）。 |

行政法人の法人類型・ガバナンス



国において事務・事業を実施することが適当な法人（徹底的な合理化の上、国へ移管）

今回の通則法改正で措置

将来民間移管
空港周辺整備機構